

有害物質を取り扱う工場・事業場の皆さまへ

# 改正水質汚濁防止法（地下水汚染の未然防止）について

平成24年6月1日から改正水質汚濁防止法が施行され、有害物質を使用する施設（有害物質使用特定施設）及び有害物質を貯蔵する施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置者に対し、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、新たに設けられた施設の構造等に関する基準を遵守しなければならない義務が課せられます。

有害物質を使用、貯蔵する工場・事業場の設置者は、対象施設の設置場所等の構造や点検・管理に関する措置が必要となります。

## 1 水質汚濁防止法の改正の概要

今回の水質汚濁防止法の改正では、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等をする施設の設置者に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出義務、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務及び基準遵守義務違反時の改善命令の創設、定期点検及び結果の記録・保存の義務付け等が新たに設けられました。

この規定に関する改正は、平成24年6月1日から適用されます。

## 2 義務付けられる内容について

### (1) 対象事業者

有害物質貯蔵指定施設の設置者

有害物質使用特定施設の設置者

水質汚濁防止法に規定する有害物質（裏面参照）を含む液状の物を貯蔵することを目的とするタンク等の施設が対象です。なお、対象とならない施設については、「3 対象とならない施設について」をご覧ください。

### (2) 対象施設設置者に係る義務

#### ① 特定施設等の設置の届出義務

施設の構造、設備、使用の方法等について、知事への届出義務が生じます。

既に法第5条第1項による有害物質使用特定施設の届出を行っている場合、施設の新たな設置・変更がない限り、届出は不要です。（②、③の義務は課せられます。）

また、改正法により新たに法律の規制対象となった有害物質貯蔵指定施設及び下水道や他の事業場に雨水も含めて排水の全量を放流しているなど、公共用水域に水を排出していない有害物質使用特定施設については、これまで、水質汚濁防止法による届出は不要でしたが、今回の改正法から、届出が必要となりました。

#### ② 構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務

有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）を遵守しなければなりません。

構造等に関する基準が適用される範囲や基準の詳細、点検の具体的手法及び参考事例については、以下をご参照ください。

環境省 「地下水汚染の未然防止のための構造と管理に関するマニュアル」

⇒

北海道 「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」（第4 構造等規制制度 46 ページ～）

⇒ 北海道ホームページ（裏面参照）に掲載しています。

#### ③ 定期点検の実施義務

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造・設備・使用の方法等について、定期に点検し、その結果を記録、保存しなければなりません。

### 3 対象とならない施設について

対象となる施設は工場・事業場に一定期間設置されるものであり、常時移動させながら使用するものは、届出の対象となりません。

具体的には、ドラム缶、一斗缶やポリタンク等は該当しませんが、ドラム缶を一定期間、一定の場所に固定して使用する場合は、対象となる場合があります。その他に下水道終末処理施設、畜産施設（豚房、牛房、馬房施設）、天然に有害物質を含む水を使用する温泉旅館などは対象となりません。

#### 有害物質貯蔵指定施設の事例

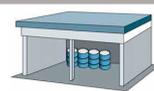
（例：有害物質を含む液状物を貯蔵するドラム缶）

#### 該当する事例



一定期間・一定の場所に固定し、配管等を接続

#### 該当しない事例



一時的に倉庫で保管

### 4 構造等に関する基準について

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の施設本体、施設の設置場所の床面及び周囲、施設本体に付帯する配管や排水溝について、構造等に関する基準が定められています。

また、基準については、実施の可能性に配慮して新設の施設に対する基準（A基準）、既設の施設に対する（B基準）、既設の施設について法施行後3年間適用される基準（C基準）の3段階に設定されています。

なお、それぞれの基準の具体的な内容は、対象施設の床面、配管、排水溝等の材質や流出を防止するための構造、定期点検の方法などが規定されています。

### 5 基準違反時等の命令について

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の届出時において、知事は施設の構造等が有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造等に関する基準に適合しないと認めるときは、施設の構造等に関する計画の変更又は施設の設置に関する計画の廃止を命じることがあります。

また、それらの施設の供用時において、知事は施設の構造等が基準に適合しないと認めるときは、施設の構造等の改善又は施設の使用の一時停止を命じることがあります。

### 6 既存施設に対する適用猶予について

改正水質汚濁防止法の施行の際、既に有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置者）、設置の工事を行っている者に対する、計画の変更や廃止の命令（第8条第2項）、構造基準等の遵守義務（第12条の4）、改善や一時停止の命令（第13条の3）の規定は改正法の施行の日から3年間（平成27年5月31日まで）は適用が猶予され、定期点検のみが義務付けられます。

## 届出対象となる有害物質

カドミウム及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル	1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン
シアン化合物	トリクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	セレン及びその化合物
有機燐化合物	テトラクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物
鉛及びその化合物	ジクロロメタン	1,3-ジクロロプロペン	ふっ素及びその化合物
六価クロム化合物	四塩化炭素	チウラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
砒素及びその化合物	1,2-ジクロロエタン	シマジン	塩化ビニルモノマー
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1,1-ジクロロエチレン	チオベンカルブ	1,4-ジオキサン

#### 水質汚濁防止法に関する問い合わせ先

北海道 環境生活部  
環境局 循環社会推進課  
電話 (011) 204 - 5193

または、各（総合）振興局 環境生活課までお問い合わせください。

#### 北海道の水質汚濁対策について（ホームページ）

水質汚濁防止法の概要、排水基準、関係様式を掲載しています。



① 北海道ホームページを開く

② ページ画面右上の「サイト内検索」

③ 検索結果から「水質汚濁対策（工場・事業場排水）について」をクリック